

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

- 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定により変更の届出があつた件二件 三
- 地籍調査の成果について認証した件二件 三
- 土地改良事業計画を変更することを適当と決定した件二件 三
- 保安林の指定をする予定である旨通知があつた件二件 三
- 公 告
- 落札者を決定した件 三
- 農用地保全施設等の管理規程を認可した件 三
- 農用地保全施設等の管理規程の変更を認可した件 三
- 随意契約の相手方を決定した件四件 三
- 一般競争入札を行う件 三

告 示

福島県告示第四十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があつた。なお、当該届出を令和六年一月二十三日から同年五月二十三日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び福島市総務部総務課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。

令和六年一月二十三日

福島県知事 内堀 雅 雄

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
新福島駅ビル 福島県福島市栄町一番一号
- 二 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名（小売業を行う者の出店 四件、小売業を行う者の住所の変更 三件、小売業を行う者の代表者の変更 四件、小売業を行う者の退店 四件）

- 三 届出年月日
令和五年十二月二十八日
- 四 届出をした者
仙台ターミナルビル株式会社

（商業まちづくり課）

福島県告示第四十三号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があつた。なお、当該届出を令和六年一月二十三日から同年五月二十三日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県会津地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び会津若松市観光商工部商工課に備え置いて縦覧に供する。

令和六年一月二十三日

福島県知事 内堀 雅 雄

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
MEGA ドン・キホーテUNY会津若松店 福島県会津若松市神指町大字南四合字幕内南百五十四番ほか
- 二 変更した事項
1 大規模小売店舗の設置者の代表者の氏名
（変更前）関口 憲司
（変更後）榊原 健
- 2 大規模小売店舗において小売業を行う者の住所並びに代表者の氏名（小売業を行う者の代表者の変更 四件、小売業を行う者の住所の変更 一件）
- 三 届出年月日
令和五年十二月二十二日
- 四 届出をした者
ユニー株式会社

（商業まちづくり課）

福島県告示第四十四号

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、いわき市の地域内における地籍調査の成果について、次のとおり認証した。

令和六年一月二十三日

福島県知事 内堀 雅 雄

- 一 調査を行った者の名称
いわき市

- 二 成果の名称
いわき市川前町上桶売の一部（上桶売C地区）の地籍図及び地籍簿

（農村計画課）

福島県告示第四十五号

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、白河市の地域内における地籍調査の成果について、次のとおり認証した。

令和六年一月二十三日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 調査を行った者の名称
白河市

- 二 成果の名称

白河市風神下の一部、三番町の一部、風神山東の一部、風神山、七番町の一部、花見坂、石切場、鶴芝（石切場地区）の地籍図及び地籍簿

（農村計画課）

福島県告示第四十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項で準用する同法第八條第一項の規定により、東根堰土地改良区が東根堰地区維持管理事業に係る土地改良事業計画を変更することについて適当とする旨決定した。この決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和六年一月二十三日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書の写し

- 二 縦覧の期間

令和六年一月二十四日から
同 年二月十三日まで
（二十一日間）

- 三 縦覧の場所

福島市役所及び伊達市役所

（農村計画課）

福島県告示第四十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項で準用する同法第八條第一項の規定により、安達疏水土地改良区が安達疏水土地改良区維持管理事業に係る土地改良事業計画を変更することについて適当とする旨決定した。この決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和六年一月二十三日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書の写し

- 二 縦覧の期間

令和六年一月二十四日から
同 年二月十三日まで
（二十一日間）

- 三 縦覧の場所

本宮市役所、二本松市役所及び郡山市役所

（農村計画課）

福島県告示第四十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があった。

令和六年一月二十三日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 保安林予定森林の所在場所
いわき市川前町下桶売字上高部一六一の一八五

- 二 指定の目的
水源の涵養

- 三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、いわき市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及びいわき市役所に備え置いて縦覧に供する。）

（森林保全課）

福島県告示第四十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があった。

令和六年一月二十三日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 保安林予定森林の所在場所
いわき市平薄磯字小塚二七六、二七九

- 二 指定の目的
土砂の崩壊の防備

公
告

- 三 指定施業要件
- 1 立木の伐採の方法
 - (一) 主伐は、択伐による。
 - (二) 主伐として伐採をすることができない立木は、いわき市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 2 立木の伐採の限度
 - 次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及びいわき市役所に備え置いて縦覧に供する。)
- (森林保全課)

公告第7号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県会津家畜保健衛生所ほか13施設の電気供給業務について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

令和6年1月23日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
福島県会津家畜保健衛生所ほか13施設の電気供給業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県農林水産部農林水産総室農林総務課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日
令和5年11月16日
- 4 落札者の氏名及び住所
東北電力株式会社 宮城県仙台市青葉区本町一丁目7番1号
- 5 落札金額
264,749,143円（予定数量 6,872,600kWh）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
令和5年10月6日

(農林総務課)

公告第八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第五十七条の二第一項の規定により、三貫頭首工等管理規程について、令和五年十二月二十七日次のとおり認可した。
令和六年一月二十三日

福島県知事 内堀雅雄

一 管理規程を定めた者の名称
会津宮川土地改良区

二 管理規程の概要

1 取水に関する事項

頭首工管理責任者は、適正水位によりかんがい用水等の取水を行い、毎年五月六日から九月十日までのかんがい期間にあつては、頭首工から受益地に必要な水量を取水するものとする。

2 施設を操作するため必要な機械、器具等の点検及び整備に関する事項

頭首工管理責任者は、当該施設を管理及びゲート等を操作するために必要な点検及び整備を行わなければならない。

3 干ばつ、洪水時その他緊急事態における措置に関する事項

頭首工管理責任者は、洪水のおそれがあるときは、洪水警戒体制をとり、関係機関との連絡及び情報の収集を密接に行い、頭首工の操作に万全を期するものとする。

洪水又は暴風雨、地震、その他の原因により、頭首工に関する異常かつ重大な状態が発見されたときは、直ちに応急の措置をとるとともに、関係機関に対しその旨を報告しなければならない。

4 その他施設の管理に關し必要な事項

頭首工管理責任者は、頭首工管理日誌を備え、当該頭首工の管理に係る事項を記録しなければならない。

（農村計画課）

公告第九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第五十七条の二第三項の規定により、佐賀瀬頭首工管理規程の変更について、令和五年十二月二十七日次のとおり認可した。
令和六年一月二十三日

福島県知事 内堀雅雄

一 管理規程を定めた者の名称
会津宮川土地改良区

二 管理規程の概要

1 取水に関する事項

頭首工管理責任者は、適正水位によりかんがい用水等の取水を行い、毎年五月六日から九月十日までのかんがい期間にあつては、頭首工から受益地に必要な水量を取水するものとする。

2 施設を操作するため必要な機械、器具等の点検及び整備に関する事項

頭首工管理責任者は、当該施設を操作するために必要な機械器具、観測のために必要な設備、管理のために必要な資材を常に良好な状態に保つための点検及び整備を行い、特にゴム堰については、適時運転を行わなければならない。

3 干ばつ、洪水時その他緊急事態における措置に関する事項

頭首工管理責任者は、洪水のおそれがあるときは、洪水警戒体制をとり、関係機関との連絡及び情報の収集を密接に行い、頭首工の操作に万全を期するものとする。

洪水又は暴風雨、地震、その他の原因により、頭首工に関する異常かつ重大な状態が発見されたときは、直ちに応急の措置をとるとともに、関係機関に対しその旨を報告しなければならない。

4 その他施設の管理に關し必要な事項

頭首工管理責任者は、頭首工管理日誌を備え、当該頭首工の管理に係る事項を記録し、管理日誌を理事長に提出し、その内容を報告しなければならない。

（農村計画課）

公告第10号

W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける脱水汚泥処分業務（県中浄化センター）の委託について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県流域下水道事業の会計に関する規則（令和2年福島県規則第37号）第225条第1項の規定により公告する。

令和6年1月23日

福島県県中流域下水道建設事務所長 福地 敏 弘

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び予定数量
脱水汚泥処分業務（県中浄化センター） 3,650 t
- 2 契約に関する事務を担当する公所の名称及び所在地
福島県県中流域下水道建設事務所 福島県郡山市日和田町字山ノ井5番地
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和5年11月20日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社阿武隈環境 宮城県亘理郡山元町坂元字下中丁20番地
- 5 随意契約に係る契約金額
17,600円（1 t当たり）
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約によることとした理由
特例政令第11条第1項第1号該当

（総務課）

公告第11号

W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける脱水汚泥収集運搬業務（県中浄化センター）の委託について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県流域下水道事業の会計に関する規則（令和2年福島県規則第37号）第225条第1項の規定により公告する。

令和6年1月23日

福島県県中流域下水道建設事務所長 福地 敏 弘

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び予定数量
脱水汚泥収集運搬業務（県中浄化センター） 7,300 t
- 2 契約に関する事務を担当する公所の名称及び所在地
福島県県中流域下水道建設事務所 福島県郡山市日和田町字山ノ井5番地
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和5年11月20日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社リサイクル事業団 埼玉県吉川市大字加藤629番地1
- 5 随意契約に係る契約金額
11,000円（1 t当たり）
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約によることとした理由
特例政令第11条第1項第1号該当

（総務課）

公告第12号

W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける脱水汚泥処分業務（県中浄化センター）の委託について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県流域下水道事業の会計に関する規則（令和2年福島県規則第37号）第225条第1項の規定により公告する。

令和6年1月23日

福島県県中流域下水道建設事務所長 福地 敏 弘

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び予定数量
脱水汚泥処分業務（県中浄化センター） 7,300 t

- 2 契約に関する事務を担当する公所の名称及び所在地
福島県県中流域下水道建設事務所 福島県郡山市日和田町字山ノ井5番地
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和5年11月20日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
住友大阪セメント株式会社 東京都港区東新橋一丁目9番2号
- 5 随意契約に係る契約金額
14,300円(1t当たり)
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約によることとした理由
特例政令第11条第1項第1号該当

(総務課)

公告第13号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける脱水汚泥処分業務(県中浄化センター)の委託について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第12条及び福島県流域下水道事業の会計に関する規則(令和2年福島県規則第37号)第225条第1項の規定により公告する。

令和6年1月23日

福島県県中流域下水道建設事務所長 福地 敏 弘

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び予定数量
脱水汚泥処分業務(県中浄化センター) 1,500t
- 2 契約に関する事務を担当する公所の名称及び所在地
福島県県中流域下水道建設事務所 福島県郡山市日和田町字山ノ井5番地
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和5年11月20日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
オリックス資源循環株式会社 埼玉県大里郡寄居町大字三ヶ山313番地
- 5 随意契約に係る契約金額
42,900円(1t当たり)
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約によることとした理由
特例政令第11条第1項第1号該当

(総務課)

公告第14号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第6条及び福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。)第274条の3第1項の規定により公告する。

令和6年1月23日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 1 入札に付する事項
 - (1) 調達をする物品等の名称及び数量
ア 凍結防止剤散布車1 1台
イ 凍結防止剤散布車2 1台
 - (2) 調達をする物品等の仕様等 仕様書による。
 - (3) 納入期限
ア 令和7年3月28日(金)
イ 令和7年3月28日(金)
 - (4) 納入場所
ア 福島県あぶくま高原道路管理事務所 除雪車庫(福島県石川郡平田村大字上蓮田字横森前51)
イ 福島県南会津建設事務所(福島県南会津郡南会津町田島字根小屋甲4277番地1)
- 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
 - (2) 福島県の物品購入（修繕）競争入札参加有資格者名簿に登載されている者又は開札時まで福島県の物品購入（修繕）競争入札参加資格を取得している者であること。
 - (3) 物品購入（修繕）一般競争入札参加資格確認申請書の提出期限の日から入札の日までの間に福島県から物品の買入れ又は修繕に係る参加資格制限を受けていないこと。
 - (4) この公告に示した仕様に合致した物品又はこれと同等の物品について納入実績があり、かつ、確実に納入できること。
 - (5) 当該物品に係る迅速な保守及び修理の体制が整備されていること。
- 3 入札に参加する者に必要な資格の確認
入札に参加を希望する者は、所定の物品購入（修繕）一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、令和6年2月19日（月）午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。なお、郵送により提出する場合は、同日午後5時まで必着とする。

郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号
福島県出納局入札用度課
電話024-521-7563

- 4 契約条項を示す場所及び期間
3に掲げる場所において令和6年1月23日（火）から同年2月19日（月）まで（土曜日及び日曜日並びに同月12日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで

5 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、入札説明書の配布場所及び問合せ先 3に掲げる場所に同じ。
なお、郵送による入札説明書の配布を希望する場合は、日本産業規格A列4番の大きさの用紙25枚が入る程度の大きさで、所定の料金分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、3に掲げる場所まで令和6年2月2日（金）午後5時までに必着で請求すること。
- (2) 入札説明会の日時及び場所 令和6年2月2日（金）午前11時 福島県出納局入札用度課
- (3) 入札及び開札の日時及び場所
ア 1の(1)のアに掲げる物品等 令和6年3月6日（水）午後1時30分 福島県出納局入札用度課
イ 1の(1)のイに掲げる物品等 令和6年3月6日（水）午後1時50分 福島県出納局入札用度課
（郵便により入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、令和6年3月5日（火）午後5時までに必着のこと。）

6 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 この入札に参加を希望する者は、入札金額（消費税及び地方消費税を含む。）の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合には、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

7 入札に参加を希望する者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に關し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

8 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に關する条件等に違反した入札は、無効とする。

9 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その

端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- (3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) 福島県政府調達苦情検討委員会からの要請等 福島県知事は、福島県政府調達苦情検討委員会(福島県政府調達苦情検討委員会設置要綱(平成8年福島県告示第320号)第1条に規定する委員会をいう。)から契約停止の要請を受けた場合は契約の執行を停止し、契約を破棄する提案が出された場合は契約を破棄することができる。
- (6) その他 詳細は、入札説明書による。

10 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased:
 - ① Deicing spreader1 1 unit
 - ② Deicing spreader2 1 unit
- (2) Time-limit of tender (by hand):
 - ① 1:30 p.m., 6 March 2024
 - ② 1:50 p.m., 6 March 2024
- (3) Time-limit of tender (by mail): 5:00 p.m., 5 March 2024
- (4) Contact point for the notice: Bid Administration Division, Treasury Bureau, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima City, Fukushima 960-8670 Japan TEL 024-521-7563

(入札用度課)